

芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議

地方自治を支える地方議員の活動は、広く市民生活全般にわたって積極的に行われなければならないことは当然である。しかるに今日ほど政治への信頼、公正平等、あるいは政治倫理の確立等々が求められているときはない。

すなわち、現下の政治活動について、国民の多くが無秩序な政治資金の増大を鋭く指摘し、かつ政治家みずからに自粛を求めていることにほかならない。

芦屋市議会は、こうした事態を重視し、清潔でカネのかからない政治を実現し、市民の負託と信頼にこたえるため、ここに公職選挙法の規定を一層遵守することはもちろん、以下の事項の自粛励行を全員一致して誓約するとともに、広く市民の理解と協力を要望する。

- 1 企業、団体からの寄附（献金）及び未公開株譲渡
- 2 封書・はがきを問わず、公職名の肩書きを印刷明記した年賀状・暑中見舞状等、単なる慣例的なあいさつ状
- 3 議員名による名刺広告、協賛広告
- 4 各種行事や慶弔への電報、電子郵便、メッセージ
- 5 自治会、各種団体の行事、学校園の入学・卒業・運動会等に類する行事、並びに結婚式等の会合に対する寄附
- 6 葬儀への香典、シキミ、供花
- 7 中元、歳暮など季節の贈答や手帳、カレンダー等の配布

（以上のことについては親族・同窓等、特に私的な関係先を除く）

なお、違反に対する措置については、委員会を設け協議することとする。

以上、決議する。

平成元年6月29日

芦屋市議会